

## 不正改造車31台に整備命令を発令

- 東京運輸支局管内で不正改造車を排除する特別街頭検査を実施 -

独立行政法人自動車技術総合機構(略称:自動車機構)関東検査部は、国土交通省関東 運輸局東京運輸支局、軽自動車検査協会、警視庁と連携し、<u>不正改造車を排除することを</u> 目的とした特別街頭検査を実施しました。

その結果、<u>48台の車両を検査</u>し、<u>違法な灯火の取り付け、最低地上高不足、マフラー改造等の不正改造がされていた31台に対して国土交通省が整備命令書を交付</u>し、改善措置を命じました。

◎ 実施場所 首都高速道路9号線上り辰巳第1パーキングエリア

首都高速道路11号線上り芝浦パーキングエリア

◎ 実施日時 平成28年9月24日(土) 23:00~25日(日) 6:00

◎ 検査車両数 48台 (辰PPA25台 芝浦PA23台)

(辰巳PA 四輪車25台 二輪車 0台)

(芝浦PA 四輪車19台 二輪車 4台)

◎ 整備命令書交付車両数 31台 (辰巳PA18台 芝浦PA13台)

(辰PA 四輪車18台 二輪車 0台)

(芝浦PA 四輪車11台 二輪車 2台)



問い合わせ先

**T**160-0003

東京都新宿区本塩町8-2住友生命四谷ビル

自動車機構本部 企画部企画課

電話 03-5363-3441 (代表)

FAX 03-5363-3347